



平成31年度税制改正 税制適格ストックオプション要件の緩和

UHY Tax ニュースレター / 2019年4月

税制適格ストックオプションの要件 (措法29条の2等)の緩和

中小企業等経営強化法の改正を前提に、特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)を拡大した。ベンチャー企業が、兼業・副業等の多様な働き方で活躍する国内外の高度・専門人材を円滑に獲得できるようにする。

1. 適用対象者の制限

- ① この改正は中小企業等経営強化法の改正が前提となる。事業者(同法に規定する「新規中小企業者等」(仮称))は、外部協力者を活用して行う事業計画(「新事業分野開拓計画」(仮称))を作成し、主務大臣が認定する。その認定計画に従って活用する取締役・執行役・使用人以外の者(新事業分野開拓計画の実施期間の開始日から新株予約権の行使までの間、居住者であること等の要件を満たす者に限る)をストックオプション税制の適用対象に加える。
- ② 特定事業者が本特例の適用を受けて取得をした株式を相続等により取得をした個人は、承継特例適用者に該当しないこととする。
- ③ 特定事業者が、本特例の適用を受けて取得をした株式の譲渡等をするまでに国外転出をする場合には、当該国外転出の時に、当該株式に係る新株予約権の行使の日における当該株式の価額に相当する金額により当該株式の譲渡があったものとみなして、所得税を課する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。
(注) 特定事業者の相続人は、本特例の適用はできないこととする。

2. 外部協力者

一定の要件を満たす兼業・副業等の多様な働き方で活躍する国内外の高度・専門人材を指し、例えばベンチャー企業の成長に貢献する業務を担うプログラマー・エンジニア、医師、弁護士などが例示として挙げられている。

3. 新事業分野開拓計画の認定を受けるための要件

設立10年未満等の条件を満たし、ファンドを通じて出資を受けた企業が、高度な知識、技能を有する社外の人材を活用し、新規事業活動を行い、新たな事業分野の開拓を行うことが要件である。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

